

第250期 決算公告

2025年6月20日

岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社 十六銀行
取締役頭取 石 黒 明 秀

貸借対照表(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	1,072,507	預金	6,373,809
現金	50,861	当座預金	464,283
預け	1,021,645	普通預金	4,012,821
商品有価証券	9	貯蓄預金	86,585
商品国債	9	通知預金	61,924
金銭の信託	7,024	定期預金	1,679,257
有価証券	1,308,219	その他の預金	68,937
国債	181,748	譲渡性預金	33,000
地方債	494,449	売現先勘定	80,012
株式	284,204	債券貸借取引受入担保金	118,400
その他の証券	142,693	借入金	488,100
貸出金	205,124	借入金	488,100
割引手形	5,032,760	外国為替	437
手形貸付	9,388	売渡外国為替	19
証書貸付	97,045	未払外国為替	418
当座貸越	4,575,259	信託勘定借債	223
外国為替	351,067	その他の負債	18,643
外国他店預け	7,368	未決済為替借	326
外買入外国為替	6,727	未払法人税等	5,401
取引立外国為替	463	未払費用	2,213
その他の資産	177	前受収益	1,854
未決済為替貸	24,032	金融派生商品	3,196
前払費用	517	金融商品等受入担保金	2,164
未収収益	246	資産除去債務	255
先物取引差入証拠金	5,228	その他の負債	3,231
金融派生商品	4,359	賞与引当金	1,049
金融商品等差入担保金	4,070	退職給付引当金	5,317
その他の資産	648	睡眠預金払戻損失引当金	207
有形固定資産	8,961	偶発損失引当金	421
建物	52,543	繰延税金負債	8,925
土地	8,695	再評価に係る繰延税金負債	6,558
その他の有形固定資産	40,448	支払承諾	13,257
無形固定資産	3,399	負債の部合計	7,148,365
ソフトウェア	7,140	(純資産の部)	
のれん	4,020	資本	36,839
その他の無形固定資産	1,406	資本剰余金	44,473
前払年金費用	1,713	資本準備金	27,817
支払承諾見返	12,069	その他の資本剰余金	16,656
貸倒引当金	13,257	利益剰余金	246,867
	△ 19,510	利益準備金	20,154
		その他の利益剰余金	226,713
		別途積立金	167,700
		繰越利益剰余金	59,013
		株主資本合計	328,180
		その他有価証券評価差額金	28,228
		繰延ヘッジ損益	379
		土地再評価差額金	12,270
		評価・換算差額等合計	40,878
		純資産の部合計	369,058
資産の部合計	7,517,423	負債及び純資産の部合計	7,517,423

損益計算書

〔 2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目				金	額
経	常	収	益		100,310
資	金	運	用	収	益
				64,774	
	貸	出	金	利	息
				42,009	
	有	価	証	券	利
				19,270	
	コ	ー	ル	ロ	ー
				ン	利
				息	
	預	け	金	利	息
				2,258	
	金	利	ス	ワ	ッ
				プ	受
				入	利
				息	
	そ	の	他	の	受
				入	利
				息	
信	託	報	酬		2
役	務	取	引	等	収
				益	18,464
	受	入	為	替	手
				数	料
				3,871	
	そ	の	他	の	役
				務	収
				益	14,593
そ	の	他	業	務	収
				益	651
	国	債	等	債	券
				売	却
				益	648
	国	債	等	債	券
				償	還
				益	2
そ	の	他	経	常	収
				益	16,416
	株	式	等	売	却
				益	15,779
	金	銭	の	信	託
				運	用
				益	41
	そ	の	他	の	経
				常	収
				益	595
経	常	費	用		72,319
資	金	調	達	費	用
				9,371	
	預	金	利	息	
				3,597	
	譲	渡	性	預	金
				利	息
				22	
	売	現	先	利	息
				4,991	
	債	券	貸	借	取
				引	支
				払	利
				息	276
	借	用	金	利	息
				464	
	そ	の	他	の	支
				払	利
				息	17
役	務	取	引	等	費
				用	6,950
	支	払	為	替	手
				数	料
				437	
	そ	の	他	の	役
				務	費
				用	6,513
そ	の	他	業	務	費
				用	16,625
	外	国	為	替	売
				買	損
				144	
	商	品	有	価	証
				券	売
				買	損
				0	
	国	債	等	債	券
				売	却
				損	15,836
	国	債	等	債	券
				償	還
				損	413
	金	融	派	生	商
				品	費
				用	230
営	業	経	費		37,382
そ	の	他	経	常	費
				用	1,990
	貸	倒	引	当	金
				繰	入
				額	648
	貸	出	金	償	却
				1	
	株	式	等	売	却
				損	719
	株	式	等	償	却
				29	
	金	銭	の	信	託
				運	用
				損	153
	そ	の	他	の	経
				常	費
				用	437
経	常	利	益		27,990

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		1,924
固 定 資 産 処 分 益	0	
退 職 給 付 信 託 返 還 益	1,923	
特 別 損 失		369
固 定 資 産 処 分 損	109	
減 損 損 失	260	
税 引 前 当 期 純 利 益		29,545
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,346	
法 人 税 等 調 整 額	279	
法 人 税 等 合 計		8,626
当 期 純 利 益		20,918

個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15 年～50 年

その他 4 年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日。以下「銀行等監査特別委員会報告第4号」という。)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する要管理先債権及びこれに相当する信用リスクを有する要注意先債権(以下「要管理先等債権」という。)については今後3年間の予想損失額、その他の債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先等債権は3年間、その他の債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ内部監査部署が監査を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象(有価証券)とヘッジ手段(金利スワップ)を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フローを相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 19,510 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、個別注記表「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

連結財務諸表の連結注記表「重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

連結財務諸表の連結注記表「重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

追加情報

(退職給付信託の一部返還)

当行は、年金財政健全化のため退職給付信託を設定しておりますが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況にあり、その状況が継続することが見込まれることから、退職給付信託の一部返還を受けました。

これに伴い、当事業年度において退職給付信託返還益 1,923 百万円を特別利益に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金の総額 3,963 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計 24,494 百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,598 百万円
危険債権額	44,914 百万円
要管理債権額	1,667 百万円
三月以上延滞債権額	11 百万円
貸出条件緩和債権額	1,656 百万円
小計額	58,180 百万円
正常債権額	5,041,267 百万円
合計額	5,099,447 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,852 百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	275,292 百万円
貸出金	962,265 百万円
その他の資産	225 百万円

担保資産に対応する債務

預金	101,625 百万円
売現先勘定	80,012 百万円
債券貸借取引受入担保金	118,400 百万円
借入金	488,100 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 39,094 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 1,352 百万円及び中央清算機関差入証拠金 3,313 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,097,546 百万円(総合口座取引に係る融資未実行残高 458,382 百万円を含む。)であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,072,754 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正、不整形補正等の合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,551 百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 59,405 百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 982 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 50,310 百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 223 百万円であります。

12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 165 百万円

13. 関係会社に対する金銭債権総額 1,872 百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 25,189 百万円

15. 単体自己資本比率(国内基準)は、10.02%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1,074 百万円

役務取引等に係る収益総額 18 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 17 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 21 百万円

役務取引等に係る費用総額 1,181 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 20,338 百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社十六 フィナンシャル グループ	岐阜市	百万円 36,000	% 直接 100.00	経営管理・ 役員の兼任・ 出向者の受入	出向者負 担金の支 払	百万円 17,942	—	—

(注) 出向者負担金は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。

(2) 子会社・子法人等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社・ 子法人等	十六信用保証 株式会社	岐阜市	百万円 110	% 直接 100.00	各種ローンの 債務保証	被債務 保証	百万円 1,940,912	—	百万円 —

(注) 十六信用保証株式会社は、当行の各種ローンの保証を行っておりますが、ローンの商品毎にローン利用者の信用リスク等を勘案して取引条件を決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	9,814	9,892	78
	そ の 他	—	—	—
	小 計	9,814	9,892	78
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	40,244	39,772	△471
	そ の 他	—	—	—
	小 計	40,244	39,772	△471
合 計		50,058	49,665	△393

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	3,958
関連法人等株式	—

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. その他有価証券(2025年3月31日現在)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	127,259	36,395	90,864
	債 券	50,461	50,332	128
	国 債	48,595	48,474	121
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,866	1,858	7
	そ の 他	54,697	53,839	858
	うち外国債券	39,108	38,765	343
	小 計	232,418	140,567	91,851
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	8,177	9,652	△1,475
	債 券	859,881	901,511	△41,629
	国 債	133,152	140,540	△7,388
	地 方 債	494,449	518,383	△23,934
	社 債	232,279	242,586	△10,307
	そ の 他	138,720	147,300	△8,580
	うち外国債券	85,552	88,696	△3,143
	小 計	1,006,778	1,058,464	△51,686
合 計		1,239,196	1,199,031	40,165

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,767
組合出資金	10,238

組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	32,650	15,715	251
債 券	77,652	190	12,365
国 債	37,454	17	9,407
地 方 債	20,375	173	—
社 債	19,822	—	2,957
そ の 他	73,537	522	3,939
う ち 外 国 債 券	39,517	250	59
合 計	183,839	16,428	16,555

6. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券68百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準は、決算日における時価が、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先が発行する有価証券については 30%以上、正常先が発行する有価証券については 50%以上下落した場合としております。

なお、破綻先とは、破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	1,024	1,000	24	24	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	4,720 百万円
有価証券	1,837 百万円
退職給付引当金	1,636 百万円
減価償却費	1,097 百万円
その他	1,576 百万円
繰延税金資産小計	10,868 百万円
評価性引当額	△ 4,154 百万円
繰延税金資産合計	6,714 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 12,267 百万円
前払年金費用	△ 2,601 百万円
退職給付信託設定益	△ 491 百万円
繰延ヘッジ損益	△ 168 百万円
その他	△ 110 百万円
繰延税金負債合計	△ 15,640 百万円
繰延税金負債の純額	△ 8,925 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025 年法律第 13 号)」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 29.92%から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.81%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は 294 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 352 百万円減少し、繰延ヘッジ損益は 4 百万円減少し、法人税等調整額は 62 百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は 189 百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

3. 当行は、2025 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からグループ通算制度を適用します。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	9,731 円 49 銭
1 株当たりの当期純利益金額	551 円 59 銭

信 託 財 産 残 高 表 （ 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 現 在 ）

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	223	金 銭 信 託	223
合 計	223	合 計	223

（注）１．記載金額は百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

２．共同信託他社管理財産について取扱残高はありません。

３．元本補填契約のある信託の内訳は、次のとおりです。

金 銭 信 託

（単位：百万円）

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	223	元 本	223
合 計	223	合 計	223

（注） 記載金額は百万円単位未満を切り捨てて表示しております。